

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和8年3月24日

寒川町監査委員 後藤 雅 弘  
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和8年2月16日から令和8年2月25日

3 監査の対象部課等

健康福祉部 福祉課

4 監査の対象

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年12月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・公有財産が適切に管理されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化が図られているか。  
などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金の事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施した。

7 監査結果

【健康福祉部 福祉課】

財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

## 8 意見

### 【健康福祉部 福祉課】

#### (1) 相談支援体制の充実について

社会構造の変化により「老障介護」や「8050問題」など、地域福祉と障害福祉における課題が複雑化・複合化している中、町民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、引き続き、さまざまな支援機関との連携強化を図り、相談支援体制の充実に取り組んでいただきたい。

#### (2) 職員体制について

虐待通報件数、自立支援給付利用者数、相談件数の増加などにより、障害福祉サービスの需要が増え、相談内容も複雑かつ多岐にわたり、その対応は大きな業務負担となっている。職員の配置については庁内全体で対策を講じていただきたい。

#### (3) 民生委員の高齢化について

現在、町の高齢化率は高く、ボランティア要素の高い民生委員においても高齢化が進んでいる中、委員を継続している方も多数いる。町内の学生の活用など、他の市町の事例を参考に、なり手不足の解消に努められたい。

#### (4) 避難行動要支援者管理システムについて

現行の避難行動要支援者管理システムは、名簿の作成と地図情報の紐づけを行なっているが、自動安否確認機能は備えていないとのことであった。自動安否確認機能や自動通知システムの導入は、住民の命の安全はもとより、職員の負担軽減、行政デジタル化にもつながるため、調査検討をされたい。